

景観形成と関連施策との連携について

第51回 北海道景観審議会

令和4年(2022年)6月15日開催

1

北海道建設部まちづくり局

都市計画課景観係

○ 令和3年度の実施状況について

2

令和3年度における景観形成と関連施策との連携につきましては、新型コロナウイルス感染拡大対策の影響等を受け、通常業務の増、会議などの中止、書面やオンライン開催などにより、昨年度における実績がない状況です。

今後については、今年度の計画を作成し、次回の審議会にてご報告いたします。

【参考】景観形成と関連施策との連携とは

3

平成31年(2019年)3月に策定(見直し)した「北海道景観形成ビジョン」の「重点的な取組」に基づき、令和元年度より景観形成と庁内における関連施策との連携強化を図る取組を実施しています。

【北海道景観形成ビジョンとは】

北海道景観条例第7条に基づき、基盤となる「良好な景観」を形成するための施策を総合的かつ計画的に推進するために定めたものです。

【重点的な取組とは】

北海道景観形成ビジョンの「基本方針1 関連施策等との連携によりめざす良好な景観づくり」とし、庁内の関係施策との連携を強化し、市町村や道民等に支援・普及啓発、そして情報発信を行うことで、地域における景観への関心を高め、北海道内における協働や連携を促進していくことを目的としています。

この施策の推進管理につきましては、毎年、関連施策との連携及び実施した内容について、北海道景観審議会からのご意見等を取組に反映していくこととしています。

施策をより効果的に推進

【景観行政と関連施策との連携に関する特別部会とは】

北海道景観条例第36条に基づき、関係部局の施策との連携に関する取組方法等について調査及び検討を行います。

○設置年月日

- ・令和元年(2019年)10月30日 設置

○令和元年度：令和2年(2020年)1月15日に開催

- ・推進状況を報告し、連携方法等についてご意見等をいただく

○令和2年度：開催実績なし

※ 年1～2回を開催予定